

毎週火、金曜日発行（但休日当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 牛の移入禁止区域の解除
児童福祉收容施設措置費の保護単価の一部改正
土地改良事業計画書の縦覧
土地の立ち入り測量及び物件調査
クリーニング師試験合格者
- ◇公告 クリーニング師試験合格者
一時保護をした児童の所持していた金品の返還
鳥取県吏員昇任試験及び鳥取県期限付職員措置試験の延期

告示

鳥取県告示第五百九号

昭和三十四年八月鳥取県告示第四百三十八号による牛の移入禁止区域の指定は、昭和三十四年九月二十九日限

り解除する。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十号

昭和三十四年四月鳥取県告示第九十五号（児童福祉收容施設措置費の保護単価）の一部を次のように改正し、昭和三十四年六月一日から適用する。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事務費の保護単価別表（中）

鳥取母子寮	2	2,548.61	3,795	2,548.17
-------	---	----------	-------	----------

を

鳥取母子寮	2	1,664.37	3,795	1,664.17
-------	---	----------	-------	----------

に改める。

鳥取県告示第五百十一号

昭和三十四年八月十日付で気高郡気高町大字下光元池原恒一ほか十五名の者から申請のあつた下光元土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年九月二十九日から同年十月十八日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

気高郡気高町 気高町役場

鳥取県告示第五百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により、次の区域の土地に立ち入り、測量及び物件調査をする旨中国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者 建設大臣

二 事業の種類 日野川総合開発調査

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日南町大字阿毘縁、上阿毘縁、下阿毘縁、折波、印賀、宝谷、管沢及び同郡日野町大字井ノ原地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十四年八月二十日から昭和三十五年三月三十一日まで

公 告

昭和三十四年九月十七日施行したクリーニング師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

川上 英雄 清水 忠義 広坂 美徳
田中安太郎 河野 延雄 中島 徳

高天 真一 太田 惟明 朝倉 信寿
村尾 正昭 西東 国雄 絹谷 勇
松本 芳美 長谷 部仁 友森 一
遠藤 清徳 牛田 実 矢吹 淳
小山 薫 白川 孝 嘉本 昭之
美濃 昭夫

次の金品は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条により一時保護を加えた児童の所持しているものであるが、この金品について返還請求権を有する者は公告の日から一年以内に申し出られたい。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

金品の名称	種類	数量	形 状	児童が金品を所持するに至った事由
現 金		四七〇円	一五〇〇札 一〇〇円貨 二一四	昭和三十四年七月二十日午後五時頃山陰本線青谷駅構内にて五百円を拾得し駅長に届け出すして着服横領しそのうち参拾円はその児童が消費した。（宝木警察署長より通告による）

鳥取県吏員昇任試験及び鳥取県期限付職員措置試験の
試験日を十一月二十九日に延期する。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

昭和四年四月十五日第三号 勅諭認可

発行日 火、金

発 行 所

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町

印刷所 鳥取県